

議案第49号 小松島市印鑑条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

住民基本台帳法施行令等の改正に伴い、旧氏での印鑑登録、印鑑登録証明書への旧氏の併記を可能とする改正を行うもの。

小松島市印鑑条例(平成4年小松島市条例第25号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(登録の資格)</p> <p>第2条 市内に住所を有し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号_ _____)に _____ より _____ 記録されている者は、1人1個に限り、印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(登録申請の確認)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>登録申請者が自ら登録申請した場合、前項の規定にかかわらず、本人であることの確認は、次の各号に掲げる方法のいずれかによって、行うことができる。</u></p> <p>(1) <u>官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書であって市長の定めるものの提示があったとき。</u></p> <p>(2) <u>本市において、既に印鑑の登録を受けている者が、登録申請者が本人であることを書面で保証したとき。</u></p>	<p>(登録の資格)</p> <p>第2条 市内に住所を有し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号_ _____以下「法」という。)_に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者は、1人1個に限り、印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(登録申請の確認)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>登録申請者が自ら登録申請した場合、前項の規定にかかわらず、本人であることの確認は、官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書であって市長が定めるものの提示によって、行うことができる。</u></p>	<p>追加 追加・改正</p> <p>改正</p>

4 (略)

(印鑑登録の制限)

第6条 市長は、登録申請者に係る印鑑が、次の各号の一に該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができない。

(1) 住民基本台帳に記録されている氏名(外国人住民(住民基本台帳法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の者に係る住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記を含む。以下この号及び第14条において同じ。), 氏, 名 _____

_____若しくは通称(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名_____若しくは通称の各一部を組み合わせたもので表していないもの

(2)・(3) (略)

(4) 印鑑の大きさが一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は一辺の長さ25ミリメートルの正方形に収まらないもの

(5)・(6) (略)

(印鑑登録原票)

第7条 市長は、印鑑登録原票を備え、次の各号に掲げる事項を登録する。

4 (略)

(印鑑登録の制限)

第6条 市長は、登録申請者に係る印鑑が、次の各号の一に該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができない。

(1) 住民基本台帳に記録されている氏名(外国人住民(法_____第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の者に係る住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記を含む。以下この号及び第14条において同じ。), 氏, 名, 旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「令」という。)第30条の13に規定する旧氏を

いう。以下同じ。)若しくは通称(令第30条の16第1項 _____に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名, 旧氏若しくは通称の各一部を組み合わせたもので表していないもの

(2)・(3) (略)

(4) 印影の大きさが一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は一辺の長さ25ミリメートルの正方形に収まらないもの

(5)・(6) (略)

(印鑑登録原票)

第7条 市長は、印鑑登録原票を備え、次の各号に掲げる事項を登録する。

改正

追加

改正

追加

改正

(1)・(2) (略)

(3) 氏名(_____

_____)

外国人住民に係る住民票に通称が記録____されている場合にあつては、氏名及び____通称)

(4)～(8) (略)

(印鑑登録の抹消)

第14条 市長は、印鑑登録者が、次の各号の一に該当する場合は、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 氏名、氏、_____

_____名又は通称
_____を変更したため、登録されている印鑑が第6条第1号に該当することになったとき。

(6) 外国人住民にあつては、住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなったとき(日本の国籍を取得した場合を除く。)。

(7) (略)

(印鑑登録証明書)

(1)・(2) (略)

(3) 氏名(氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。))をもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。))がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては、氏名及び当該通称)

(4)～(8) (略)

(印鑑登録の抹消)

第14条 市長は、印鑑登録者が、次の各号の一に該当する場合は、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 氏名、氏(氏の変更があつた者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。)又は名(外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。))を変更したため、登録されている印鑑が第6条第1号に該当することになったとき。

(6) 外国人住民にあつては、_____法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなったとき(日本の国籍を取得した場合を除く。)。

(7) (略)

(印鑑登録証明書)

追加

改正
追加

改正
改正

削る

<p>第17条 (略)</p> <p>2 前項に規定する証明は、印鑑登録原票に登録されている印影の写し(電子計算機により出力されたものを含む。)に、次の各号に掲げる事項を記載した印鑑登録証明書を交付することによって行う。</p> <p>(1) 氏名(_____ _____ 外国人住民に係る住民票に通称が<u>記録</u>されている場合にあつては、氏名及び _____通称)</p> <p>(2)~(4) (略)</p> <p>(5) 外国人住民のうち非漢字圏の者がその者の住民票の備考欄に<u>記録</u>されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名のカタカナ表記</p>	<p>第17条 (略)</p> <p>2 前項に規定する証明は、印鑑登録原票に登録されている印影の写し(電子計算機により出力されたものを含む。)に、次の各号に掲げる事項を記載した印鑑登録証明書を交付することによって行う。</p> <p>(1) 氏名(氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記載が<u>さ</u>れている場合にあつては氏名及び当該旧氏, 外国人住民に係る住民票に通称が<u>記載</u>されている場合にあつては、氏名及び当該通称)</p> <p>(2)~(4) (略)</p> <p>(5) 外国人住民のうち非漢字圏の者がその者の住民票の備考欄に<u>記載</u>されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名のカタカナ表記</p>	<p>追加</p> <p>追加</p> <p>改正</p>
--	---	-------------------------------